

# 急傾斜地崩壊対策事業（がけ崩れ対策）

急傾斜地とは … 傾斜が30度以上の勾配のがけ

宮城県防災砂防課

急傾斜地（がけ地）の整備は、本来、**がけの所有者や管理者が自ら実施することを原則**としています。が、自らの施工が困難あるいは不適當な**自然がけ**であり、一定の**事業化の条件**を満たす場合は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険区域に指定のうえ、県が施設の整備を行うことができます。

- 事業化の条件 …
- ①自然がけ（切土や盛土又は、所有者等により対策施設を整備しているものは対象外）
  - ②がけの形状が、傾斜30度以上かつ高さ5m以上。
  - ③がけ地が崩壊したときに被害が想定される**被害想定区域**に、居住実態がある  
保全人家が5戸以上。（下図-1参照、倉庫や物置は対象外）
  - ④土砂災害警戒区域の指定を受けている。  
指定状況は宮城県砂防総合情報システムから確認  
できます。（下記URL、又は右のQRコード）  
<https://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>
  - ⑤斜面对策に関係する者全員の事業同意書と、施設整備位置の地権者の無償  
借地契約の同意と、受益者負担金が発生する場合の承諾が得られること。

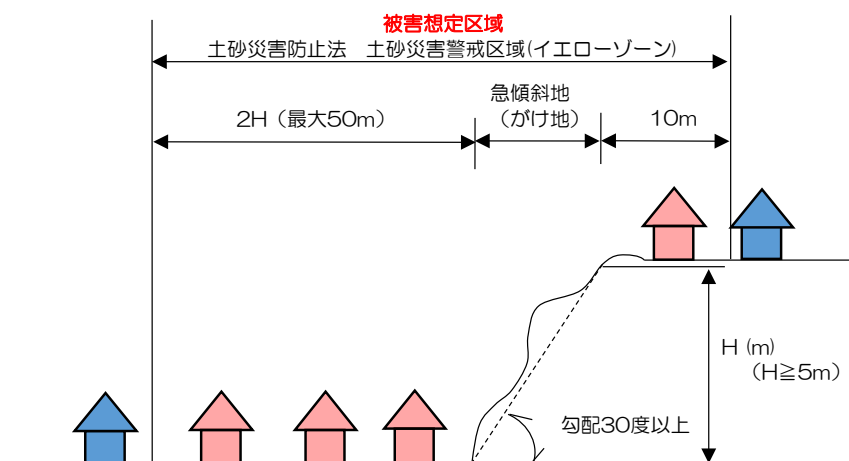


図-1 保全人家の考え方

## ○急傾斜地崩壊対策工事を希望する場合

対策工事を希望する場合は、まずは市町村にご相談ください。

急傾斜地崩壊対策事業は**対策事業費の一部を市町村から徴収して県が事業化**しますが、**市町村条例によっては受益者個人にも負担金を求めることがあります**。事業を行う場合は市町村が主体となって関係住民の同意を得て、**県に事業要望書を提出して頂く必要があります**。

※事業化する場合は急傾斜地法が適用される**急傾斜地崩壊危険区域**の指定を行います。指定を受けた土地は「急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律」第7条の規定により、区域内の切土や盛土等の行為は、**県知事の許可を受ける必要があります**。（手続き窓口は管轄土木事務所行政班）



仙台・宮城観光PRキャラクター  
むすび丸

## ○急傾斜地崩壊対策の代表的な対策方法



法枠工法



待受け式擁壁工法

急傾斜地崩壊対策は斜面の表層崩壊の対策であり、**想定を超える大雨による深層崩壊や大規模地震による斜面崩壊の対策ではありません。**

対策施設整備後であっても避難場所や避難経路の確認をして想定外の災害に備えてください。

また、対策施設整備後は、土砂災害防止法における**土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）**は解除されますが、**土砂災害警戒区域（イエローゾーン）**は斜面が無くなる限りは解除されないのご理解ください。

## ○急傾斜地崩壊対策事業の施工事例



着手前



完成

対策施設は無償借地にて整備するので用地買収は行いません。施設整備後においては、施設本体の維持管理は県で行いますが、水路の清掃や樹木の剪定、草刈り等については土地の管理者（住民）に行って頂きます。



宮城県問い合わせ先

各土木事務所 河川砂防班

防災砂防課

砂防傾斜地保全班

TEL 022-211-3232

MAIL [bousa=sa@pref.miyagi.lg.jp](mailto:bousa=sa@pref.miyagi.lg.jp)



仙台・宮城観光PRキャラクター  
むすび丸